

指定管理者指定申請書

令和 年 月 日

(あて先) 秋田県知事

申請者
所在地
名 称
代表者氏名 印

次のとおり公の施設に係る指定管理者の指定を受けたいので、秋田県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第 3 条の規定により、申請します。

公の施設の名称	秋田県立小泉潟公園
---------	-----------

共同事業体協定書

(目 的)

第 1 条 当事業体は、「秋田県立 公園（以下、「当該施設」という。）の管理運営業務（以下、「当該業務」という。）共同連帯して営むことを目的とする。

(名 称)

第 2 条 当事業体は 共同事業体（以下「当事業体」という。）と称する。

(事務所の所在地)

第 3 条 当事業体の事務所を 番地に置く。

(成立の時間及び解散の時間)

第 4 条 当事業体は、令和 年 月 日に成立し、当該業務の指定期間満了後 3 箇月を経過するまでの間は、解散することができない。

2 当該公園の指定管理者に選定されなかったときは、当事業体は、前項の規定にかかわらず、当該業務に係る協定が締結された日に解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第 5 条 当事業体の構成員は、次のとおりとする。

所 在 地
商 号
代 表 者

所 在 地
商 号
代 表 者

所 在 地
商 号
代 表 者

(代表者の名称)

第6条 当事業体は、 を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当事業体の代表者は、当該業務の履行に関し、当事業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、秋田県と折衝する権限並びに入札書及び見積内訳明細書の提出、指定管理者制度に係る管理運営に関する協定の締結、指定管理料の請求、受領及び当該事業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資の割合)

第8条 各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該業務については、秋田県と協定内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

%

%

%

2 金銭以外の出資については、時価を参酌の上構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当事業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに当該業務の履行に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当事業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、当該施設の管理運営に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、当該業務の履行及び下請契約その他の業務の実施に伴い当事業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当事業体の取引金融機関は、 とし、共同事業体の名称を冠した代表者の名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当事業体は、業務の履行の年度又は完了ごと当該業務について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員に利益を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果欠損金が生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

(業務途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、秋田県及び構成員全員の承認がなければ当事業体が当該施設を管理運営する期間が満了する日までは脱退することができない。

- 2 構成員のうち業務途中において前項の規定により脱退したものがあつた場合においては、残存構成員が共同連帯して当該業務を履行する。
- 3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があつたときは、残存構成員の出資の割合は、脱退前に有してゐたところの出資の割合を残存構成員が有してゐる出資の割合により分割し、これを第8条に規定する割合に加えた割合とする。
- 4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかつた場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。
- 5 決算の結果、利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(構成員の除名)

第16条の2 当事業体は、構成員のうちいずれかが、当該業務履行途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び秋田県の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

- 2 前項の場合においては、除名した構成員に対しその旨を通知しなければならない。
- 3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

(業務途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第17条 構成員のうちいずれかが当該業務履行途中において破産又は解散した場合においては、第16条第2項から第5項までを準用するものとする。

(代表者の変更)

第17条の2 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び秋田県の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

(解散後の協定不適合を担保すべき責任)

第18条 当事業体が解散した後においても、当該業務につき管理運営に関して協定の内容に適合しない場合におけるその不適合があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

外 社は、上記のとおり 共同事業体
協定を締結したので、その証拠としてこの協定書 通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

令和 年 月 日

所在地

商 号

代表者

印

所在地

商 号

代表者

印

所在地

商 号

代表者

印

公園施設又はこれに類する施設における主な管理業務実績

申請者名称

番号	施設名	所在地	業務内容・運営形態	管理期間

管理業務実績について

- ・過去に、公園施設又はこれに類する施設を元請け、下請けを問わず管理した実績があるものとする。
- ・共同企業体の構成員としての実績も可とする。（出資比率は問わない。）
- ・契約書の写し及び入札公告で示した内容が判断できる資料を添付すること。

公園施設について

- ・都市公園法第2条に掲げる施設とする。

これに類する施設について

- ・公園施設以外の県立自然公園、国立公園、国定公園、動物園、遊園地、緑地のある公共施設、ゴルフ場など。

秋田県立小泉潟公園業務計画書

申請者名称

指定管理者として本公園を管理するにあたり、次の事項について記述してください。

1. 管理運営に関する基本的な事項について
 - (1) 管理運営の基本的な考え方
 - (2) 管理運営を希望する理由
2. 県民の平等利用の確保について
3. 主たる事務所の所在地について
4. 施設の設置目的の効果的な達成について
 - ア 施設の設置目的・理念を理解した管理
 - イ 施設の利用促進への取組
 - ウ 利用者の意見を施設の管理運営に反映させる意欲や手段
 - エ 利用者に対するサービス向上の取り組み
 - オ 公園利用者数の増加に向けた自主事業の取組計画
5. 効率的な管理運営について
 - ア 収支計画（別紙様式 2 - 3）
 - イ 経費縮減に向けた取組
6. 適正かつ確実な管理を行う能力について
 - ア 団体の経営状況
 - イ 公園施設又はこれに類する施設についての団体の管理運営実績
 - ウ 人員配置計画
 - エ 公園管理における技術的な基礎
 - オ 職員の資質向上に積極的に取り組む計画等
 - カ 安全管理
 - キ 関係機関と連携した危機管理体制の確立
 - ク 個人情報 の適切な管理のための措置
7. その他必要な事項について
 - ア 非営利目的で地域や社会に貢献する活動計画
 - イ 環境配慮事項の検討
 - ウ 地域、関係機関、ボランティア等との連携
8. 県の重要施策推進に係る項目について
 - ア 女性活躍支援に関する取組
 - イ 賃金水準向上に関する取組

※ 業務計画書はA 4判とし、その他の様式は任意とします。

※ 提案のボリュームは、質問事項の一つについて、2枚程度とすること。

別紙様式 2 - 3

秋田県立小泉潟公園 収支計画書（令和 8 ～ 1 7 年度）

（単位：千円）

		内 訳	備 考
収入合計（A）			
項 目			
支出合計（B）			
項 目	人 件 費		
	事 務 費		
	消 耗 品		
	旅 費		
	事 業 費		
	役 務 費		
	管 理 費		
	消 耗 品		
	光熱水費		
	燃 料 費		
	そ の 他		
	再委託費		
収支(A) - (B)			

※ 令和 8 年度から令和 1 7 年度まで各年度ごとに収支計画書を作成してください。

別紙様式 3

質 問 票

令和 年 月 日

(あて先) 秋田県建設部都市計画課長

申請者
所在地
名 称
代表者氏名

秋田県立小泉潟公園の指定管理者について、次の項目を質問します。

番号	質 問 事 項

誓約書

令和 年 月 日

(あて先) 秋田県知事

所 在 地

名 称

代表者職氏名

印

〇〇公園の指定管理者の指定申請に当たり、法人その他の団体又はその代表者が、次の事項に該当しないことを誓約します。

後日、誓約した内容に違反する事実が判明し、又は指定申請後に誓約した内容に違反した場合は、選定対象から除外されても異議を申し立てません。

また、6に規定する内容の確認に当たり、秋田県が秋田県警察本部に照会することを承諾します。

- 1 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により、秋田県が設置する公の施設の指定管理者の指定を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しない団体
- 2 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する団体
- 3 秋田県から入札参加資格制限、指名停止又は指名差し控えの措置を受けている団体
- 4 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て若しくは民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立て（これらの手続開始の決定を受けた団体を除く。）又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている団体
- 5 秋田県税、法人税又は消費税及び地方消費税を滞納している団体
- 6 役員又は申請の委任を受けた使用人のうちに秋田県暴力団排除条例（平成23年秋田県条例第29号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第1号に規定する暴力団と密接な関係を有する者を含む団体

指定管理者の応募辞退届

令和 年 月 日

(あて先) 秋田県知事

申請者
所在地
名 称
代表者氏名 印

令和 年 月 日付けで、次の公の施設に係る指定管理者の指定の申請書を提出
しましたが、都合により辞退しますので届出します。

公の施設の名称 秋田県立小泉潟公園